

新聞労連改革～朝日新聞労組本部執行委員会提言

2010年4月21日

はじめに

新聞労連は2010年6月に創立60周年を迎える。これまでに、新聞産業で働く労働者の雇用確保と処遇向上に労連が果たしてきた歴史的役割は大きい。

しかし、ITの発達に伴う紙媒体の影響力低下による読者離れ（もはや「若者だけ」と限定できなくなりつつある）、広告主の新聞離れは新聞産業を直撃している。これまでの危機が、個々別々の局面で発生していたのに対し、今起きつつある危機は、新聞産業そのものという「器」全体の存亡がかかっていると行って過言ではない。

そういった、これまでとは質の違う構造的危機に、労連が十分に対応し切れているかという、残念ながら懐疑的にならざるを得ない。

新聞産業全体が縮小傾向にある中、その流れに抗うに、世の中といっしょに縮んでいってはいけない。飛躍の取り組みは欠かせない。他方、全体が縮小している現実がある中、飛躍するには、なにかで縮まなければならない現実から目をそらしてもいけない。

今、労連に求められているのは、新聞産業を守るために精一杯取り組まねばならない課題は何か、照準を定め、その照準にむかってじっと力を蓄えるために一度は縮み、エネルギーが充填できたところで思い切りジャンプすることではないだろうか。

メリハリのきいた、贅肉をそぎ落とした鋼の活動を展開する労連となるために、以下、改革を提言する。

朝日労組はこれまでも折りにふれ、改革を提言してきたが、残念ながら十分に反映されてはこなかった。今回の改革提言こそ、しっかりと実行に移していただかなければ、朝日労組内での労連への批判は抑えがたいものになる。そういった危機感を背景に提言していることをご理解の上、いずれも実行に移していただけると期待したい。

① 新聞産業を守る政策提言力の強化を／ナショナルセンターとの関係再考

○連合と産業政策を巡る意見交換の場を定期的に設け、新聞産業を守る有効な施策の実行を、労働界全体を巻き込む形で、世の中に訴えかける

○新聞労連自前のシンクタンクを立ち上げ、新聞産業を守る有効かつ具体的な施策の立案、提言をする

- ・消費増税、再販制度見直し、特殊指定見直し。これらの施策が実行に移されると、斜陽局面に入ってきている新聞産業を取り巻く環境は、一気に悪化する。
- ・これらの施策を実行に移させない、実行されても影響を最小限に食い止めさせるためにも、新聞産業を守ることが公共の利益にかなうことを(情緒論でなく)合理的に主張し、世の中に訴えかけていかねばならない。
- ・とりわけ重要なのは、政策決定過程に携わる者への働きかけが重要になる。具体的には主要各政党の幹部とメディア政策担当者、社会的に影響のある各種団体との意見交換、協議は欠かせない。各種団体の中でも、民主党の政策決定過程に大きな影響を及ぼし、労働組合のナショナルセンターとしての地位を確立した連合とは、定期的かつ計画的に協議を重ねていく場を設けることが必要である。
- ・新聞労連では産業政策研究会という組織で、経営監視などの取り組みをしているが、新聞産業を守る抜本的提言のための分析、世界を俯瞰した上での日本の新聞産業の課題の検証、研究が出来ているとは言い難い。
- ・中堅・若手の研究者に一定の助成金を出し、本腰を入れて取り組んでもらった方が、より具体的な方向性が見出せるとともに、新聞産業を守る「応援団」の育成にもつながる。民放労連は「メディア総研」というシンクタンクを立ち上げている。ここにまとまったお金を出して、研究を依頼するのも一つの方策であるし、新聞労連が自前でシンクタンクを立ち上げることがあってもよいのではないか。そのための資金は、争議支援基金の一部を充てることを提案する。理由は後述。

② 「破綻させない」日ごろの支援の強化を／争議支援のあり方再考

- 争議支援は、「倒産させない」＝「予防」が活動の原則とする。予防活動の充実のために、経営監視を支える仕組みを強化する
- ①の取り組みは、争議基金の活用で活動を活発化させる
- 個別の争議に対しての争議基金からの拠出は「緊急性」「信頼性」「回復性」の3基準を原則とする。07年の内外タイムスへの支援は前例としない
- 争議基金への積み立ては来期(2010年9月)からやめる

- ・新聞産業を取り巻く環境は年々厳しさを増している。今後、経営の行き詰まりによる大幅賃金カット、解雇、さらには倒産といった大きな争議が頻発することが残念ながら予想される。
- ・新聞産業に働く労働者の雇用を守るという観点にたてば、破綻してしまった後で雇用の維持を求めるのは無理である。雇用を守る最善の手段は「経営破綻させない」ことであ

る。争議支援の基本は「予防」であることを争議支援活動の軸と位置づけるべきだ。これを「予防的争議支援」と定義する。

- ・ 具体的に必要な取り組みは、各単組に経営監視の取り組みを日常化してもらい、会社に経営情報を出させる労使協議に取り組んでもらう。労連はノウハウの伝授、得られた情報の分析を担うシンクタンクとなる。現在、大学の先生に助力いただいているが、より実務にたけた公認会計士と顧問契約し、守秘義務が確保された中で、より実践的な検証作業をしてもらう仕組みが労連内にあると有効と考える。
- ・ ①で述べた、「新聞産業を守る政策提言力強化」の取り組みも、広い意味での予防的争議支援と呼べる。これらの取り組みの原資は、争議支援基金を回すことは、基金の精神にも適していると考ええる。
- ・ 従来の争議支援基金に残すお金は、組織的な労働債権不払いへの支援に使用する。
- ・ 争議支援の原則はカンパである。その原則を確認した上で、なお争議支援基金からの拠出が必要かどうかの判断基準は、

- 1) カンパでは間に合わないほどのまとまった資金が必要で、かつ支援しなければ組合員の生活が続けられなくなる「緊急性」が認められる
- 2) 労連が支援するに足る組合としての活動実績が認められ、融資に労働組合活動としてふさわしい目的があると確認できる「信頼性」がある
- 3) きちんとした返済の根拠が認められる「回復性」がある

の3点すべてが確認されることを条件にする。内外タイムスに実施したような、会社再建を目的とした、印刷会社の売掛債権の回収としか受け取れない融資は、「信頼性」「回復性」に疑問があったと認められるので、今後の支援の前例としない。

- ・ 現在の争議支援基金の残高約5億円は、2万4660人の労連組合員が10.66時間ゼネストが打てる金額に相当する。ゼネスト事態、現状、打つべき状況ではないと考えるが、仮に必要な立場に立っても、現状の半分、5時間分もあれば十分と考える。争議支援基金の残高は2億5千万円とし、残り2億5千万円を予防的争議支援活動で展開する。
- ・ 新たな争議支援基金の積み立ては不要。来期から争議支援基金への積み立てはなくす。

③ 支出削減のさらなる徹底を／身の丈にあった活動の強化

- 地連補助金は申請式に。中執で審査。地連財政に余裕がある所には支出しない
- 拡大中執、中闘への地連からの出席は地連委員長もしくは中執のどちらか1名とする
- 時代に合わなくなった支出はやめる。例えば懇親会費用は全額個人負担とする
- 労連費値上げはしない

- ・ 地連補助金は、労連への申請方式とし、必要性が認められた地連にのみ補助金を支出する。必要性の審査は中執で行い、最終的には大会で承認する。地連自身に巨額の積立金がある東京地連、現在、地連費の徴収が不要と判断されている東海地連への補助金支出は認めない。補助金支出の中執での審査には、地連の財政状況の報告、補助金の支出目的の報告を義務づける。また、決算の際に、補助金使用の報告も義務づける。
- ・ 拡大中執、中闘への参加者を絞り込む。地連は、地連委員長と各地連中執が参加しているが、どちらか1人とする。これによって地連のローテーション作りもやりやすくなる。
- ・ 懇親会費用は全額個人負担とする。どうしても出席者の中に個人負担が厳しい人がいるのであれば、懇親会出席者の中でカンパすればよい。
- ・ 各専門部の活動見直しは今後も不断に行う。政治・国際部の海外出張は厳選する。
- ・ 労連会費の値上げはしない。現状の財政の枠組みの中で必要な活動を精査し、現状の枠組みの中で出来る活動を効果的に続ける。

以上